

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		伊勢崎市					
プ ラ ン の 名 称		伊勢崎市民病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 30日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 25年度					
病院の現状	病 院 名	伊勢崎市民病院					
	所 在 地	群馬県伊勢崎市連取本町12番地1					
	病 床 数	524床					
	診 療 科 目	内科、精神科、神経内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、脳神経科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、麻酔科、歯科口腔外科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		伊勢崎市民が求める医療を適正に実現し、市民の健康と安心に寄与するため、急性期医療を中心に救急医療や他の医療機関で対応することが困難ながん治療を担うことが期待されている。これを踏まえ今後果たす役割と方針は次のとおりとする。 ①急性期医療を中心とした医療を提供する。 ②救急医療の向上を図る。 ③がん診療の充実に努める。 ④地域医療連携を推進する。 ⑤患者さんの意思を尊重し、安全な医療を提供する。 ⑥医療従事者の育成に努める。 ⑦公共性と効率性の確保に努める。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		改革ガイドラインでは「一般会計からの繰り出しは、独立採算の原則にたつて、民間病院並みの効率運営を行ってもなお不足する真にやむを得ない部分を対象として行われるものであり、現実の公立病院経営の結果発生した赤字をそのまま追認し補てんする性格ではない。」としている。この原則に立脚し病院経営の継続と自立を念頭に入れ繰出額を定める。					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	90.5	93.8	94.8	95.1	96.2	%
	職員給与費比率	57.0	56.3	57.1	57.6	56.5	%
	病床利用率	76.1	81.6	81.6	81.6	81.6	%
	医業収支比率	90.4	94.1	95.2	95.5	96.6	%
	患者一人一日収入(入院)	47,324	49,905	49,911	50,151	50,148	単位:円
	患者一人一日収入(外来)	9,412	9,710	9,931	10,050	10,280	単位:円
	医師一人一日の収入額	238,786	255,862	264,825	264,538	264,343	単位:円
	看護師一人一日の収入額	70,317	65,108	65,331	65,843	66,377	単位:円
上記目標数値設定の考え方		20年度において入院患者数、一人一日単価の増加が顕著に見られその傾向は継続している。この要因としてクリニカルパスの適正化が上げられる。計画期間はこの傾向を維持する。任意項目は医療提供の内容を反映し患者単価に直接結びつく指標を選択した。(経営黒字化の目標年度:25年度)					

				団体名 (病院名)	伊勢崎市民病院		
公立病院としての医療機能に係る数値目標 (主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
紹介率		47.3	46.4	50.0	55.0	60.0	%
逆紹介率		28.0	28.6	29.0	29.5	30.0	%
手術件数		3,798	3,850	3,930	3,930	3,930	件
救急患者数		21,470	21,380	21,380	21,380	21,380	%
集中治療室の稼働率		50.0	75.0	80.0	85.0	85.0	%
入院患者数		152,137	159,140	159,123	159,123	159,559	人
数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	職員意識改革や民間的組織形態の導入など実施可能な所から改善を実行する。これらのことを踏まえ利益計画の2年経過時点において、収支状況を精査し、抜本的改革が図られていなければ経営母体の変更を含めた組織形態の見直しを行う。経営形態の見直しが必要になった場合に備え並行して、事前に十分な調査・研究を行う。					
	事業規模・形態の見直し	近年、医療は高度・専門化が進み、1つの病院で全ての医療を担うことは不可能である。この意味において、機能の選択と集中を行っていくことは、今後の伊勢崎市の持続可能な医療を確保して行く上で重要と考える。限りある医療資源を真に必要なところへ集中するとともに、不採算部門の取扱を含め必要な医療規模の見直しを行う。また、2年後に経営形態の見直しについて検討する。					
	経費削減・抑制対策	①病院内組織の見直しを行い、事務部門を3課11担当から2課8係に整理統合し職員数を削減するとともに、経営情報の分析強化の係を設け経営の効率化を図る。(21年度から) ②診療材料費等の効率性の検証を行うとともに調達に当たっては同種同効能品についてメーカー間での競争原理を働かせる。(21年度から) ③不織布の再使用による削減、手術ディスポーーツの適正使用による削減、検査試薬の見直しによる削減、給食材料の見直しによる削減等を実施する。(21年度から) ④高額医療器械の購入に当たっては、単独診療科の判断だけではなく、医療局、コメディカル、事務等の部門からなる選定委員会を開き、診療目的や費用対効果を明確にし決定する。調達コストのみにとらわれず、その後のメンテナンスをも含め合理的判断に立って決定する。(21年度から)					
	収入増加・確保対策	①入院基本料7対1体制を堅持し、クリニカルパス及び在院日数の適正化。(20年度から実施中) ②DPC診療報酬請求において調整機能係数の加算対象となる項目の検討・整理を実施。(20年度から実施中) ③手術件数の増加と集中治療室の利用率向上を図る。(20年度から実施中) ④使用料(室料差額)・手数料(分娩料等)の見直し。(21年度から) ⑤外来患者の一人一日診察単価の増と新来患者の獲得。(21年度から) ⑥日帰り人間ドッグ枠の増、緩和ケア診療依頼数の増、薬剤管理指導件数の増、薬剤情報提供数の増、重症者加算個室の増床等により増収を図る。(21年度から)					
	その他	①院内保育所の保育料の引き上げ。 ②業務委託契約の見直し。 ③診療報酬請求の精度の向上。 ④未収金対策。 ⑤医師・看護師の確保。					
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	82.9 %	18年度	80.3 %	19年度	76.1 %
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	クリニカルパス、DPCの適正化により病床利用率の向上を実施中である。また、内視鏡センター、化学療法センター、ケア病棟をセンター化したがん診療総合センター増改築工事は平成20年3月26日に着工し、ケア病棟は平成21年4月から患者の受入が始まる。内視鏡センター、化学療法センターについては9月の開設を予定している。					

団体名 (病院名)	伊勢崎市民病院
--------------	---------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	伊勢崎保険医療圏（伊勢崎市、玉村町）には、下記の2つの公立病院が開設されている。  伊勢崎市民病院 524床      群馬県立精神医療センター 265床	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	市民病院は急性期・がん拠点・災害医療を担っていくことが期待されている。伊勢崎保険医療圏における公立病院は、群馬県立精神医療センターがあるがそれぞれの機能は異なっている。また、群馬県全体における公立病院の再編・ネットワーク化などの検討は進んでいないのが現状であり、今後のビジョンは明確ではない。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要  (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 2年後に利益計画の中間評価の時点において経営形態の決定と併せて決める。	<内容> 県をはじめ連携可能な関係諸団体においても改革プランの策定中であり、現時点では限られた情報しか得られない、これらの状況を勘案しネットワークについてはすぐに結論付けることは難しいと判断する。
経営形態見直しにかかる計画	経営形態の現況  (該当箇所 <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し（検討）の方向性  (該当箇所 <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
	経営形態見直し計画の概要  (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 2年後に利益計画の中間評価の時点において再編・ネットワーク化と併せ決定する。	<内容> 伊勢崎医療圏は、比較的恵まれた経営環境にあり、当病院の建物施設は規模が大きくスケールメリットを発揮しやすい。また、勤勉で熱心な医師、看護師を擁している。したがって、今後の経営改善により状況が好転する要素が多分にあり、この改善状況を見据える必要がある。
点数・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制（委員会等を設置する場合その概要）	（1）市及び病院幹部で構成する市民病院経営検討委員会を設置し、実績について点検評価を行い見直しを実施して行く。 （2）市民病院経営検討委員会の進行管理とともに、このプランの実行を評価する第三者組織として市民病院経営検討審議会を設置する。 （3）点検、評価の結果は必要に応じて市広報やホームページ等の媒体を活用して行う。	
	点検・評価の時期（毎年〇月頃等）	市民病院検討委員会において4半期毎に実績について点検・評価、見直しを実施する。  市民病院経営検討審議会において、実績について改革プランの管理、評価を行う。	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	伊勢崎市民病院
--------------	---------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
		区分					
収 入	1. 医 業 収 益 a	10,418	10,703	11,346	11,458	11,543	11,631
	(1) 料 金 収 入	9,829	10,110	10,773	10,826	10,911	10,999
	(2) そ の 他	589	592	572	632	632	632
	うち他会計負担金						
	2. 医 業 外 収 益	576	573	550	547	536	524
	(1) 他会計負担金・補助金	376	376	365	357	346	334
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	49	70	78	64	64	64
	(3) そ の 他	150	126	107	126	126	126
	経 常 収 益 (A)	10,994	11,276	11,896	12,005	12,079	12,155
	支 出	1. 医 業 費 用 b	11,458	11,838	12,056	12,038	12,088
(1) 職 員 給 与 費 c		5,793	6,105	6,390	6,545	6,644	6,576
(2) 材 料 費		2,747	2,801	2,780	2,764	2,761	2,781
(3) 経 費		1,520	1,515	1,563	1,583	1,587	1,592
(4) 減 価 償 却 費		1,365	1,364	1,273	1,106	1,057	1,046
(5) そ の 他		32	53	50	39	39	39
2. 医 業 外 費 用		703	626	622	631	612	596
(1) 支 払 利 息		385	373	357	353	334	318
(2) そ の 他		318	253	265	278	278	278
経 常 費 用 (B)		12,161	12,464	12,678	12,669	12,700	12,631
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	-1,167	-1,188	-782	-664	-621	-476	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)			40	27		
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	0	0	-40	-27	0	0
純 損 益 (C)+(F)	-1,167	-1,188	-822	-691	-621	-476	
累 積 欠 損 金 (G)	1,846	3,034	3,856	4,547	5,168	5,644	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	5,294	4,745	4,784	4,837	4,880	4,940
	流 動 負 債 (イ)	1,602	1,400	1,500	1,400	1,300	1,400
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)						
不 良 債 務 (オ)	-3,692	-3,345	-3,284	-3,437	-3,580	-3,540	
差引 [(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]							
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	-7,956	347	61	-153	-143	40	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	90.4	90.5	93.8	94.8	95.1	96.2	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	-35.4	-31.3	-28.9	-30.0	-31.0	-30.4	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	90.9	90.4	94.1	95.2	95.5	96.6	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	55.6	57.0	56.3	57.1	57.6	56.5	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	-3,692	-3,345	-3,284	-3,437	-3,580	-3,540	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	-35.4	-31.3	-28.9	-30.0	-31.0	-30.4	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	-0.35	-0.31	-0.29	-0.30	-0.31	-0.30	
病 床 利 用 率 ( 延 べ )	85.7	82.5	87.2	87.7	87.7	87.7	
( 2 4 時 )		76.1	81.6	81.6	81.6	81.6	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	伊勢崎市民病院
--------------	---------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	260		184	436	100	100
	2. 他会計出資金	433	429		385	391	403
	3. 他会計負担金			471			
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金	23					
	7. その他						
	収入計(a)	716	429	655	821	491	503
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)						
	前年度許可債で当年度借入分(c)						
純計(a)-(b)+(c)(A)	716	429	655	821	491	503	
支 出	1. 建設改良費	865	351	566	794	334	521
	2. 企業債償還金	641	637	716	797	750	793
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
	支出計(B)	1,506	988	1,282	1,591	1,084	1,314
差引不足額(B)-(A)(C)	790	559	627	770	593	811	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金						
	2. 利益剰余金処分額						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	790	559	627	770	593	811
計(D)	790	559	627	770	593	811	
補てん財源不足額(C)-(D)(E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)							
実質財源不足額(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	( ) 376	( ) 376	( ) 365	( ) 357	( ) 346	( ) 334
資本的収支	( ) 433	( ) 429	( ) 471	( ) 385	( ) 391	( ) 403
合計	( ) 809	( ) 805	( ) 836	( ) 742	( ) 737	( ) 737

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。